|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 泉州労連 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | １　賃上げ要求・要求額12,500円＋α（定昇相当分5,000円、生活水準維持分2,500円＋物価上昇対応分2,500円、＋格差是正分2,500円）・一人あたり賃上げ要求基準を12,500円以上とする。・定期昇給相当分を5,000円(約2%)とする。・生活水準維持相当分2,500円(約1%)に物価上昇分2,500円（約1%）、格差是正分2,500円（約1%）を上積みし、統一ベア要求基準とする。２　産業別（企業内）最低賃金[18歳モデル]　・月　額　193,200円以上（1カ月21日労働換算）　・日　額　　9,200円以上（1日8時間労働換算）　・時間額　　1,150円以上　　※産業別(企業内)最低賃金は、必ず月額、日額、時間額で要求し、協定化する。３　年齢別最低賃金（中途入社者の勤続0年の最低保障賃金を基準内賃金で協定する）　　・25歳　199,000円以上　　・30歳　224,000円以上　　・35歳　244,000円以上　　・40歳　259,000円以上　　・45歳　274,000円以上４　学卒初任給　　・高　卒　193,200円以上　・大　卒　203,200円以上 | **１　65歳定年制の実現**65歳定年制を求める。60歳定年制のまま再雇用などで対応せざるを得ない場合であっても、改正法を遵守させ、企業に　 よる恣意的な選別や大幅な賃金、労働条件の切り下げを許さず、適正な水準を確保できるよう求め、早期に65歳定年制 へ移行する。**２　労働時間の短縮**1. 年間所定労働時間2,000時間以内に到達し、可能な限り早期に1,800時間台に到達することを目標とする。
2. 働き方改革による時間外労働の上限規制をもとに、職場での労働時間管理を点検する。

上限規制目標を月平均30時間以内とする。1. 年次有給休暇の最低付与日数を勤続6カ月で11日(法定10日)、1年6カ月で13日(同11日)とし、最高付与日数を25日(同6年6カ月で20日)とするとともに、年間5日間の取得義務化が適正に守られているか、取得状況を点検する。

また、長期休暇の計画的付与、リフレッシュ休暇などを労使で推進する。1. 正社員の時短に伴い、パートタイマーなど時間給労働者の労働時間が短縮される場合は、時短が減収に結び付かないよう、時間給の引き上げなどによって賃金を100％維持する。

**３　育児介護休業制度の確立**1. 育児、介護を支援するため、法律どおり適用されているか就業規則、労使協定を点検するとともに、実際に取得することのできる職場づくりを進めるとともに、男性組合員の取得を促進するための労使協議の場を持つよう努める。

また、2025年4月施行の残業免除範囲、子の看護休暇適用範囲の拡大を周知し、取得できる環境整備を行う。1. パートタイマーなど非正規雇用、有期雇用労働者にも同等の権利が保障されることとする。

**４　メンタルヘルス・ハラスメント対策**1. メンタルヘルスケアの学習とともに、原因となる長時間労働やいじめ、ハラスメントを許さない職場づくりのポイントを学習する。
2. ストレスチェック制度に協力し、組合員のストレスへの気付きを促し、職場環境の改善へとつなげる。安全委員会の機能を強化し、個人情報管理の徹底を監視する。
3. 中小企業にも義務化されているパワハラ防止対策を学習し、職場を点検する。

**５　女性の労働条件改善・女性差別撤廃**1. 産前産後休暇：各8週間、賃金100％
2. 通院、つわり休暇：14日間、賃金100％
3. 生理休暇：必要日数、賃金100％
4. 母性保護などの権利取得に対する不利益な取り扱いをさせない。
5. すべての職場において、賃金、労働条件などで女性に不利益となる制度や慣例がないか点検し、問題がある場合は速やかに改善を求める。また、セクシュアル・ハラスメント防止を企業の雇用管理上の責任とするように就業規則や労働協約の改正を求め、アフターケアーとしての職場復帰や労災申請にも、組合課題として取り組む。
 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 |  |
| 季別交渉時 |  |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 3月3日 | 3月21日 | 2025春闘勝利決起集会の開催可否を検討中 |
| 夏季 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |
| 年末 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。